

項番	(あ)諮問 番号	(い)諮問日	(う)情報公開 請求日	(え)公開を請求する行政文書の内容又は件名	(お)事務 担当課	(か)決定	(き)決定理由	(く)審査請求 年月日	(け)弁明書 送付年月日	(こ)反論書 提出年月日	(さ)意見書 提出年月日	(し)口頭意見陳 述実施年月日	(す)審査請求人の主張	(せ)実施機関の主張
1	第234号	第234号 令和4年2月3日	令和元年6月25日	かみつけの里博物館第26回特別展(2017年10月)・展示解説書「小さな石のものがたり」に関しての行政文書 同書P40～47で解説されている「流通システム」や「流通デュアルシステム」が存在したという分析結果の根拠となった、当時の言語(文字や数字等)の存在を示す資料や文書等。または、文責の根拠となった資料や文書等。	文化財保護課	第91-1号 令和元年7月9日 行政文書不存在 決定通知	該当の部分は、講演会の講師による発表要旨であるため	令和元年9月19日	令和元年11月8日	令和元年11月21日			「行政文書が存在しない理由」が「該当の部分は、講演会の講師による発表要旨であるため」とあるが、講演会の講師による発表要旨であるなら、なおさら、行政文書は存在しなければならないのではないか。高崎市文書取扱規程第46条第3項の理由により、本件該当文書が歴史的資料管理主管課に存在していないかの再確認を求める。	請求者が公開を求めた図録の講演要旨は、講師が過去に発表した論文の内容をもとに執筆を依頼したもので、高崎市として内容についての検討を行った経緯は無い。講演要旨は、講師(執筆者)の文責によるものであるため、高崎市に理由を記した文書が存在しないことも不当では無いと考える。
2	第236号	第236号 令和4年2月17日	令和元年7月18日	高崎市・かみつけの里博物館「小さな石のものがたり」(第26回特別展・展示解説書)に関しての行政文書P1・6行目の「地域間の結び付や生産と流通」を説明できる資料や文書等。当時の言語(文字や数字)の存在を示す資料や文書等。	文化財保護課	第123-1号 令和元年8月1日 行政文書不存在 決定通知	該当の部分は「巻頭辞」であり、具体的な考古学的論説をしめすものではないため。	令和元年9月19日	令和元年11月8日	令和元年11月21日			第26回特別展という、特別に設けた展示に呈する「巻頭辞」なのだから、その根拠となった文書等は何処かに残っているはずだと考えられる。高崎市文書取扱規程第46条第3項の理由により、本件該当文書が歴史的資料管理主管課に存在していないかの再確認を求める。	請求者が公開を求めた図録の巻頭辞は、館長が特別展の内容をもとにあいさつとして執筆したもので、具体的な考古学的論説を示すものではない。高崎市として内容についての検討を行った経緯は無く、根拠となる文書は存在しない。巻頭辞は、執筆者の文責によるものであるため、高崎市に理由を記した文書が存在しないことも不当なことでは無いと考える。
3	第244号	第244号 令和4年2月24日	令和2年1月22日	観音塚考古資料館第31回企画展(令和元年10月)・展示解説書「群馬に古墳が造られ始めたころ」について、項目1から5までの内容に関する公文書の公開 (項目1)「卑弥呼・魏志倭人伝・邪馬台国」と日本との関連性の信憑性を示す「確実な情報」の根拠資料・公文書 (項目2)卑弥呼を日本にいた女王との前提としている根拠資料・公文書 (項目3)日本書紀と古墳を結び付けていない根拠資料・公文書 (項目4)日本書紀・古事記の原書との説がある「ホツマツタエ」の内容から掘り下げて言及することをしていない根拠資料・公文書 (項目5)「ホツマツタエ」に関して、国立公文書館との連携を図って研究を推進していない理由となる資料・公的文書	文化財保護課	第310-9号 令和2年2月5日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和2年2月12日	令和3年4月1日	令和3年4月8日			行政文書が存在していない理由に「作成していないため」とあるが、これでは端的すぎて理解しづらいので、「作成していない理由」を含め、さらに具体的な説明を求める。その理由が高崎市情報公開条例第2条に該当するためなら、具体的な理由を求める。「巻末に記された文献」では判断のしようがない。少なくともその文献を図録に採用した理由があるはず。とすれば、メモや記録などの中に本件にかかる行政文書等が存在するはず。	当図録の作成にあたっては、根拠資料を特別に作成していない。図録巻末に記載の文献を参考としており、条例第2条第2号ア、イであり行政文書に該当しない。
4	第246号	第246号 令和4年2月28日	令和2年5月7日	「第10回かみつけの里古墳祭りのパンフレット」及び「フニフニうちわ(かみつけの里博物館)」に共通して描かれている渦巻き模様を掲載するに至った根拠等が説明されている行政文書等	文化財保護課	第043-3号 令和2年5月20日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため。 該当する渦巻き模様は古墳祭りの会場に張る幕の模様由来する。この模様は会場を古墳時代のイメージに演出するために用いているもので、厳密に根拠を示す行政文書は存在しない。	令和2年5月25日	令和3年4月1日	令和3年4月8日			存在しない理由の末尾が「…行政文書は存在しない」とあり、肝心な理由が示されていない。また、古墳時代のイメージを演出するために採用した経緯があるはず。フニフニうちわについて触れていない。幕の模様由来するなら、幕の模様に渦巻きを採用した経緯・由来・根拠等を氏名ものがあるはず。	渦巻き模様を掲載するに至った根拠等を説明する文書は作成していない。
5	第254号	第254号 令和4年2月28日	令和3年1月20日	平成29年12月7日付 市から請求者に当てた回答文中、「縄文時代ですが、この時代の文字は確認されおらず」とある。この書類作成にあたり、すでにホツマツタエを認識していたにもかかわらず、「縄文時代の文字は確認されていない」と説明した根拠となる行政文書	文化財保護課	第301-18号 令和3年2月2日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和3年2月18日	令和4年6月21日	令和4年6月27日			「作成していないため」だけでは簡潔すぎてよくわからない。古代文献解釈には諸説あるからこそ、高崎市が否定したことには理由があり、その理由が記載された文書がどこかにあるはず。もし情報公開条例第2条により存在しないのならば、その根拠を同条2ア、イに基づいて、作成していないため存在しない理由を示せ。	平成29年12月7日付で市から請求人へ出された「市への意見・提言」の回答について、説明の根拠となる資料は作成していないため。本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する作成していない理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。

別 表 答申第57号

項番	(あ)諮問 番号	(い)諮問日	(う)情報公開 請求日	(え)公開を請求する行政文書の内容又は件名	(お)事務 担当課	(か)決定	(き)決定理由	(く)審査請求 年月日	(け)弁明書 送付年月日	(こ)反論書 提出年月日	(さ)意見書 提出年月日	(し)口頭意見陳 述実施年月日	(す)審査請求人の主張	(せ)実施機関の主張
6	第255号	第332－16号 令和6年2月28日	令和3年1月21日	上野三碑レプリカの展示解説中以下の1～3の説明根拠となる行政文書 1.アジア大陸を起源とする政治制度が上野国に伝来して、受け入れられたことの根拠 2.古代多胡郡域の地域経営には渡来人などの知識層が関わっていたと考えられる根拠 3.この地域に「多民族共生社会」がはぐくまれていたと考えられる根拠	文化財保護課	第301－21号 令和3年2月2日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和3年2月24日	令和4年9月13日	令和4年9月29日			そもそも、なぜ高崎市文化財保護課が関係している展示物や解説文の説明根拠がないのか。展示解説の内容に疑問を持ち尋ねた場合、根拠などを引用し答えようとするのではないか。高崎市はこの疑問に答えられるような回答を何らかの形で持っていないか。仮に高崎市では作成していないが、上野三碑世界記憶遺産登録推進協議会で作成した資料の中にそれらの文書があるとすれば、条例第2条2ア又はイの規定によるのではないか。	令和3年1月21日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する作成していない理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。
7	第256号	第332-20号 令和6年2月28日	令和3年7月5日	令和3年5月10日付「市への意見・提言回答書」(令和3年4月17日付「市への意見・提言」に対する文化財保護課回答)中、「最有力の説」と判断又は容認した根拠・経緯が分かる行政文書 (多胡碑「給羊」の現代語訳「羊に支配を任せる」及び金井沢碑「天地誓願」の読み方「天地に誓願し奉る」を現代語訳で「お祈り申し上げる」としていること)	文化財保護課	第103-11号 令和3年7月13日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和3年8月5日	令和4年11月29日	令和4年12月15日			存在しない理由に「作成していないため」とあるが、大雑把すぎてよくわからない。作成していないのに、「最有力の説」と判断又は容認したのか理解できない。たとえ作成していないとしても、きつとどこかに存在しているはず。	令和3年7月5日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する作成していない理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。
8	第257号	第011-7号 令和6年4月19日	令和3年1月20日	高崎市・かみつけの里博物館「祈りの器」での「祈り」とは何を指すのか。本件特別展にあたり、このように表記した根拠となる行政文書	文化財保護課	第300-16号 令和3年2月2日 行政文書不存在 決定通知	該当の部分は特別展のタイトルであり、タイトル検討のために文書は作成していないため存在しない。「祈り」は一般名詞であり、辞書的な意味以上の根拠は存在しない。	令和3年2月19日	令和4年7月8日	令和4年7月21日			存在しない理由に「タイトル検討のための文書は存在しない」「祈りは一般名詞」とあるが、図録には祈りに関連した重要な記事が掲載されている。行政文書が存在しない理由を考案した人の認識を疑う。もう一度よく読んで勉強したら「存在しない」は間違いで、改めて検索すれば見つかるはず。 「祈り」と「器」を結び付けタイトルとした理由や根拠があるはず。	令和3年1月20日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する作成していない理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。
9	第258号	第011-8号 令和6年4月19日	令和3年1月20日	かみつけの里博物館・常設展示「神の心を占う琴」の「神」とは何を指すのか。本件展示物作成にあたり、このように表記した根拠となる行政文書	文化財保護課	第300-18号 令和3年2月2日 行政文書不存在 決定通知	常設展示のパネル内容の検討のために文書は作成していないため存在しない。ここでの「神」は一般名詞として信仰の対象という程度の意味であり、具体的な対象は想定していないため、根拠は存在しない。	令和3年2月18日	令和4年7月28日	令和4年8月5日			存在しない理由に、「神」は一般名詞であり、具体的な対象は想定していないとあるが、学芸員の説明と異なる。日本書紀に記載されているのであれば、一つの可能性として説明根拠はあるのではないか。条例第2条2ア、イ等に基づき、理由を示せ。	令和3年1月20日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する作成していない理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。
10	第259号	第015-12号 令和6年4月19日	令和3年1月20日	かみつけの里博物館第25回特別展「榛名山に祈る」図録での「祈り」とは何を指すのか。本件特別展にあたり、このように表記した根拠となる行政文書	文化財保護課	第300-19号 令和3年2月2日	該当の部分は特別展のタイトルであり、タイトル検討のために文書は作成していないため存在しない。「祈り」は一般名詞であり、辞書的な意味以上の根拠は存在しない。	令和3年2月24日	令和4年8月25日	令和4年9月2日			存在しない理由に「タイトル検討のための文書は存在しない」「祈りは一般名詞」とあるが、図録には祈りに関連した重要な解説・語句が掲載されている。行政文書が存在しない理由に係る関係者の無責任さに呆れる。もう一度よく読んで勉強し、改めて検索すれば見つかるはず。 「祈り」と「榛名山」を結び付けタイトルとした理由や根拠があるはず。	令和3年1月20日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する作成していない理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。

項番	(あ)諮問 番号	(い)諮問日	(う)情報公開 請求日	(え)公開を請求する行政文書の内容又は件名	(お)事務 担当課	(か)決定	(き)決定理由	(く)審査請求 年月日	(け)弁明書 送付年月日	(こ)反論書 提出年月日	(さ)意見書 提出年月日	(し)口頭意見陳 述実施年月日	(す)審査請求人の主張	(せ)実施機関の主張
11	第260号	第015-13号 令和6年4月19日	令和3年3月10日	かみつけの里博物館常設展示解説書P44、45の記載内容を軸にして考えた時、ムラビトたちはどのような神をまつり、どのような内容の祭祀を執り行っていたのか。それらの根拠となる行政文書等	文化財保護課	第353-12号 令和3年3月23日	作成していないため	令和3年4月1日	令和4年10月21日	令和4年11月9日			存在しない理由に、「作成していないため」とある。本件の記載に根拠となるものが存在しないならば架空の物語なのか。解説書はとても優れたものであると思うから、根拠は存在しているはず。	令和3年3月10日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する審査請求の理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。
12	第263号	第032-10号 令和6年5月8日	令和3年11月11日	かみつけの里博物館・再現劇・王の儀式パンフレットの記述 項目①(王は、渡来人を呼び寄せ、馬の生産や農業用水路の開削を行う)及び項目③(渡来人は、朝鮮半島から招かれた技術者です。榛名山麓に、治水の技術、製鉄、馬の生産、絹の生産などを伝えました)の記述の根拠は何かを、項目②(王の儀式は、そのような当時の姿を、考古学の成果や日本書紀などの記事を踏まえて書いたオリジナルの脚本です)にある、「考古学の成果や日本書紀などの記事」という記述の根拠となる行政文書	文化財保護課	第231-10号 令和3年11月25日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和3年12月3日	令和5年1月17日	令和5年1月27日			存在しない理由に、「作成していないため」とある。しかし、パンフレットには、「考古学の成果や日本書紀などの記事を踏まえて書いた」とある。よって、これらの中に根拠となるものがあるはず。	令和3年11月11日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する審査請求の理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。
13	第264号	第032-15号 令和6年5月8日	令和3年11月12日	かみつけの里博物館・ティーチャーズガイドの記述 項目①(古墳時代に大陸から来た新しい技術によりたぐさんの水田が切り開かれた)、 項目②(馬の生産は大陸から渡来人によってもたらされた新しい技術の一つ)、 項目③(王は…渡来人を呼び寄せて水路を開き広大な水田を切り開いた…また馬の生産、鉄の加工など新しい産業を始めることでも地域を豊かにした)の記述の根拠となる行政文書	文化財保護課	第231-11号 令和3年11月25日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和3年12月3日	令和5年1月27日	令和5年2月9日			存在しない理由に、「作成していないため」とある。しかし、項目①から③に記された通り渡来人によってもたらされたのかその前の時代からあったものなのかを問う極めて重要な内容である。それゆえ、ティーチャーズガイドを製作した過程の中に、根拠となるものが必ずどこかにあるはず。また、なければならない。 文化財保護課が特定の歴史認識・解釈を決定する機関ではないとしても、外部組織とのやりとりを行うための組織が市にあり、それゆえ、必ずや何処かに行政文書は存在しているはず。	令和3年11月12日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する審査請求の理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。
14	第265号	第032-18号 令和6年5月8日	令和3年11月24日	かみつけの里博物館・ティーチャーズガイドの記述 「はにわのはなし②」の記述(殉死した家来を生き埋めにするかわりにはにわを作って立てるようになった。…最近の研究により、この話には疑問符がついています…)の根拠となる「最近の研究」とは何か、そしてそれを元にどのようにしてそのような結論を導き出したのか、その過程等も含め、その根拠となる行政文書	文化財保護課	第241-3号 令和3年12月1日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和3年12月15日	令和5年2月22日	令和5年3月2日			存在しない理由に、「作成していないため」とある。しかし、本件請求内容は、博物館の学びと古墳を学ぶ意義を考える上で極めて重要な内容である。それゆえ、ティーチャーズガイドを製作した過程の中に根拠となるものが必ずどこかにあるはずで、なければならない。 文化財保護課が特定の歴史認識・解釈を決定する機関ではないとしても、外部組織とのやりとりを行うための組織が市にあり、それゆえ、必ずや何処かに行政文書は存在しているはず。	令和3年11月24日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する審査請求の理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。
15	第266号	第032-19号 令和6年5月8日	令和3年11月24日	かみつけの里博物館・ティーチャーズガイドの記述 「はにわのはなし③」「踊る埴輪」の記述(かみつけの里博物館に「踊る埴輪」はいませんが、王、巫女、武人をはじめいろいろな種類の埴輪が…)、「はにわ紹介」の記述(「力士 保渡田Ⅶ遺跡」)とある。「踊る埴輪」でなくて「力士」だという根拠となる行政文書	文化財保護課	第241-4号 令和3年12月1日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和3年12月15日	令和5年3月17日	令和5年4月6日			存在しない理由に、「作成していないため」とある。しかし、本件請求内容は、博物館の学びと古墳を学ぶ意義を考える上で極めて重要な内容である。それゆえ、ティーチャーズガイドを製作した過程の中に根拠となるものが必ずどこかにあるはずで、なければならない。 文化財保護課が特定の歴史認識・解釈を決定する機関ではないとしても、外部組織とのやりとりを行うための組織が市にあり、それゆえ、必ずや何処かに行政文書は存在しているはず。	令和3年11月24日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する審査請求の理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。

項番	(あ)諮問 番号	(い)諮問日	(う)情報公開 請求日	(え)公開を請求する行政文書の内容又は件名	(お)事務 担当課	(か)決定	(き)決定理由	(く)審査請求 年月日	(け)弁明書 送付年月日	(こ)反論書 提出年月日	(さ)意見書 提出年月日	(し)口頭意見陳 述実施年月日	(す)審査請求人の主張	(せ)実施機関の主張
16	第267号	第032-20号 令和6年5月8日	令和3年11月24日	かみつけの里博物館・ティーチャーズガイドの記述 「こふんづくりゲーム」の記述(「予算」、「これは古墳づくりを実感するための仮定です」、「(古庵時代に「お金」があったかはわかりません)」)とある。 「古墳時代に「お金」があった」蓋然性をどのように捉えているのか、それを踏まえて「こふんづくりゲーム」に「予算」や「お金」という概念を取り入れた根拠となる行政文書	文化財保護課	第241-5号 令和3年12月1日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和3年12月15日	令和5年3月28日	令和5年4月6日			存在しない理由に、「作成していないため」とある。しかし、本件請求内容は、博物館の学びと古墳を学ぶ意義を考える上で極めて重要な内容である。それゆえ、ティーチャーズガイドを製作した過程の中に根拠となるものが必ずどこかにあるはずで、なければならない。 文化財保護課が特定の歴史認識・解釈を決定する機関ではないとしても、外部組織とのやりとりを行うための組織が市にあり、それゆえ、必ずや何処かに行政文書は存在しているはず。	令和3年11月24日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、説明の根拠等となる資料は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する審査請求の理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。